

いなぎ苑（訪問入浴介護）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人永明会が開設するいなぎ苑（以下「事業所」という。）が行う指定訪問入浴介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員及び介護職員（以下「訪問入浴介護従事者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の訪問入浴介護従事者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的とする。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 いなぎ苑
- ② 所在地 東京都稲城市百付255番地 いなぎ苑 1階

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管 理 者
管理者は従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 看護職員 1名以上
健康チェック及び保健衛生全般にかかわる。
- ③ 介護職員 2名以上
入浴介助にかかる。

（営業目及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時開け、次のとおりとする。

- ① 営業日 月・火・水・木・金曜日（1/1～1/3は除く）
営業日が祝日の場合は実施する。
- ② 営業時間 9：00～17：00
上記営業時間は事務部門。介護部門は9：30～16：30

（指定訪問入浴介護の内容及び利用料等）

第6条 指定訪問入浴介護の内容は次のとおりとし、指定訪問入浴介護を提供した場合の利用料は、厚生大臣が定める基準によるものとし当該指定訪問入浴介護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 指定訪問入浴介護の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な技術をもって懇切丁寧に行うことを旨とし、1回の訪問につき、看護職員1名及び介護職員2名をもって行き、これらの者のうち1名をサービス提供の責任者とする。なお、利用者の身体の状況が安定しており、入浴により利用者の身体的状況に支障を生ずる恐れが無いと認められる場合、主治医の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を派遣することがある。
- 3 サービス提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際し、安全及び清潔の保持に留意し、利用者の身体に直接触れる設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用する。
- 4 次条の通常の実施地域を越えて行う指定訪問入浴介護に要した交通費は、次の額を徴収する。市境を越えて片道おおむね1キロメートル以上の場合、1キロメートルにつき100円とする。
- 5 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文言に署名(記名押印)を受けることとする。

(訪問入浴介護計画の作成)

- 第7条 訪問入浴介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、当該目標を達成するための具体的サービスの内容等を記載した訪問入浴介護計画を作成するものとする。
- 2 訪問入浴介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成するものとする。
 - 3 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、訪問入浴介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。
 - 4 指定訪問入浴介護事業所は、訪問入浴介護計画を作成した場合は、当該訪問入浴介護計画を利用者に交付するものとする。
 - 5 訪問入浴介護従事者は、それぞれの利用者について、訪問入浴介護計画に沿ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(緊急特等における対応方法)

- 第8条 訪問入浴介護従事者は、指定訪問入浴介護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、主治医又は家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

- 第9条 通常の事業の実施地域は稲城市・多摩市・八王子市・府中市・川崎市とする。

(ハラスメントに関する事項)

- 第10条 指定訪問入浴介護事業所は、適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用均等法におけるハラスメント対策に講じます。

(非常災害対策)

- 第11条 指定訪問入浴介護の実施中に天災やその他の災害が発生した場合、指定訪問入浴介護従業者等は必要により、サービス利用者の避難等の措置を講ずる他、管理

者に連絡の上その指示に従うものとする。

- 2 指定訪問入浴介護事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
- 3 指定訪問入浴介護事業所は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 4 指定訪問入浴介護事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（虐待防止に関すること）

第12条 指定訪問入浴介護事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置。
- 2 指定訪問入浴介護事業所は、サービス提供中に当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市区町村に通報するものとする。
 - 3 指定訪問入浴介護事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

（その他運営に関する重要事項）

第13条 指定訪問入浴介護事業所は、指定訪問入浴介護にあたる従業者の質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関等が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

- (1) 採用時研修 採用後数か月以内
 - (2) 虐待防止に関する研修 年2回
 - (3) 権利擁護に関する研修 年1回
 - (4) 認知症ケアに関する研修 年1回
 - (5) 介護予防に関する研修 年1回
 - (6) 感染症に関する研修 年2回
- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
 - 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家

族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。

- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人永明会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

平成15年 3月15日一部改正

平成16年 3月 7日一郎改正

令和6年3月1日一部改正